



食品等の営業許可制度が変わります！



食品衛生法改正により、食中毒等のリスク・規格基準の有無・過去の食中毒の発生状況等を踏まえて、営業許可業種が見直されました。**令和3年6月1日から**、食品等の営業許可が34業種から**32業種**に再編され、許可の対象外の業種について営業届出制度(注1)が創設されます。また、原則1施設1許可となるように、一部の営業許可業種では取り扱える食品の範囲が拡大されます。なお、令和3年6月1日より前から営業している施設には**経過措置期間**があります。裏面にてご確認ください。

令和3年6月1日以降の許可業種（32業種）※★のついた業種は法改正により新設・再編される業種です。詳細は下表をご確認ください。

①飲食店営業	②調理の機能を有する自動販売機により食品を調理し、調理された食品を販売する営業★				③食肉販売業
④魚介類販売業	⑤魚介類競り売り営業	⑥集乳業	⑦乳処理業	⑧特別牛乳搾取処理業	⑨食肉処理業
⑩食品の放射線照射業	⑪菓子製造業	⑫アイスクリーム類製造業		⑬乳製品製造業	⑭清涼飲料水製造業
⑮食肉製品製造業	⑯水産製品製造業★	⑰冰雪製造業	⑱液卵製造業★	⑲食用油脂製造業	⑳みそ又はしょうゆ製造業★
㉑酒類製造業	㉒豆腐製造業	㉓納豆製造業	㉔麺類製造業	㉕そうざい製造業	㉖複合型そうざい製造業★
㉗冷凍食品製造業★	㉘複合型冷凍食品製造業★	㉙漬物製造業★	㉚密封包装食品製造業★	㉛食品の小分け業★	㉜添加物製造業

新設・再編される許可業種（10業種）

業種名	許可の内容
②調理の機能を有する自動販売機により食品を調理し、調理された食品を販売する営業	従来の飲食店営業又は喫茶店営業として取り扱われていた自動販売機による営業が単独の業種となりました。（自動洗浄装置等の危害発生防止のための高度な機能を有し、屋内に設置のものは届出業種に移行し、許可は不要です。）
⑯水産製品製造業	魚介類などを主原料とする食品（干物や明太子等）を製造する営業。従来の魚肉練り製品製造業が含まれます。
⑱液卵製造業	鶏卵から卵殻を取り除いたものを製造する営業。
⑳みそ又はしょうゆ製造業	従来のみそ製造業としょうゆ製造業が統合されました。
㉖複合型そうざい製造業	そうざい製造業と併せて食肉処理業、菓子製造業、水産製品製造業（魚肉練り製品の製造業を除く。）又は麺類製造業に係る食品を製造する営業。HACCPに基づく衛生管理(注2)を行う必要があります。
㉗冷凍食品製造業	主にそうざいの冷凍食品を製造する営業。従来の食品の冷凍又は冷蔵業が再編されました。
㉘複合型冷凍食品製造業	冷凍食品製造業と併せて食肉処理業又は菓子製造業、水産製品製造業（魚肉練り製品の製造業を除く。）又は麺類製造業に係る食品（冷凍食品に限る。）を製造する営業。HACCPに基づく衛生管理(注2)を行う必要があります。
㉙漬物製造業	漬物を製造する営業。
㉚密封包装食品製造業	レトルトパウチ食品、缶詰、瓶詰その他の容器包装に密封された食品であって常温で保存できるものを製造する営業。省令で定める食品（食酢等）及び他許可業種の食品は対象外。
㉛食品の小分け業	要許可業種（一部を除く）で製造された食品を小分けする営業。

注1（営業届出制度）：要許可業種に該当しない業種（食品の製造業・加工業・販売業、器具又は容器包装の製造業（合成樹脂が使用されたもの）等）について、届出を義務付ける制度

注2（HACCPに基づく衛生管理）：コーデックスのHACCP7原則に基づき、食品等事業者自らが使用する原材料や製造方法等に応じ、衛生管理計画を作成し管理を行うこと



吹田市 健康医療部衛生管理課（保健所内）

〒564-0072 吹田市出口町19-3

TEL 06-6339-2226 FAX 06-6339-2058

経過措置期間について

■ 令和3年6月1日より前から営業許可を取得している場合



現在取得している許可業種

- ・飲食店営業
- ・菓子製造業
- ・アイスクリーム類製造業
- ・乳処理業
- ・特別牛乳搾取処理業
- ・乳製品製造業
- ・集乳業
- ・食肉処理業
- ・そうざい製造業
- ・食肉販売業（容器包装に入れられた状態で仕入れ、そのまま販売する場合を除く）
- ・魚介類販売業（容器包装に入れられた状態で仕入れ、そのまま販売する場合を除く）
- ・食肉製品製造業
- ・魚介類競り売り営業
- ・食品の放射線照射業
- ・清涼飲料水製造業
- ・氷雪製造業
- ・食用油脂製造業
- ・酒類製造業
- ・豆腐製造業
- ・納豆製造業
- ・麺類製造業
- ・添加物製造業

- ・喫茶店営業（自動販売機においては※を除く）
- ・あん類製造業
- ・魚肉ねり製品製造業
- ・食品の冷凍又は冷蔵業（冷凍食品の製造）
- ・乳酸菌飲料製造業
- ・マーガリン又はショートニング製造業
- ・みそ製造業
- ・しょうゆ製造業
- ・ソース類製造業（容器包装に密封され、常温保存可能なもの）
- ・缶詰又は瓶詰食品製造業（省令で定める食品（食酢等）を除く）

- ・乳類販売業
- ・氷雪販売業
- ・喫茶店営業（自動販売機のうち※のもの）
- ・食肉販売業（容器包装に入れられた状態で仕入れ、そのまま販売する場合）
- ・魚介類販売業（容器包装に入れられた状態で仕入れ、そのまま販売する場合）
- ・食品の冷凍又は冷蔵業（冷凍・冷蔵倉庫業）
- ・ソース類製造業（容器包装に密封され、常温保存可能なものを除く）
- ・缶詰又は瓶詰食品製造業（省令で定める食品（食酢等））

※自動洗浄装置等の危害発生防止機能を有し屋内に設置されたもの

令和3年6月1日から

● 業種区分はそのまま存続
（他業種を統合するものを含む。）

● 業種区分が変更
（他業種に統合され廃止となるものを含む。）

- （飲食店営業に統合 又は 自動販売機による営業（正式名：裏面②）に変更
- 菓子製造業に統合
- 水産製品製造業に変更
- 冷凍食品製造業又は複合型冷凍食品製造業に変更
- 清涼飲料水製造業等に統合
- 食用油脂製造業に統合
- みそ又はしょうゆ製造業に統合
- 密封包装食品製造業に変更

● 許可業種から
届出業種へ移行

経過措置

- ・令和3年5月31日までに取得する営業許可は、許可期間満了まで有効です。
- ・許可期間満了までに製造可能な食品は、令和3年5月31日までに取得する営業許可の範囲内に限ります。
- ・許可期間満了後も営業を継続する場合は、新しい業種区分での許可申請を行う必要があります。

- ・令和3年6月1日時点で営業許可を取得している場合は届出不要です。

■ 令和3年6月1日より前から「新たに営業許可対象となる業種（例：漬物製造業、液卵製造業）」を営んでいる場合
営業許可の取得に3年間の猶予期間があります。令和6年5月31日までに新規の営業許可を取得してください。